

# かみのかわ 議会だより



青空のもとキンボールを楽しむ  
(第1回町民スポーツ・レクリエーション祭)

# No. 135

平成21年11月

●編集発行●

上三川町議会広報調査特別委員会

〒329-0696

栃木県河内郡

上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL 0285(56)9161

## 今月の内容

9月定例会議決事項等 ……………2～3

20年度決算認定 ……………4～6

ここが聞きたい一般質問 ……………7～13

各常任委員会視察報告 ……………14～16

# 9月定例会

# 平成20年度決算を認定

平成21年第4回町議会定例会は9月1日から11日までの11日間の会期で開かれました。

日程は次のとおりです。

- 1日 条例・補正予算等上程・審議・一部採決／平成20年度決算上程・審議・
- 2日 一般質問
- 3日 一般質問
- 4日 常任委員会審査
- 5日 休会自宅審議
- 6日 休会自宅審議
- 7日 決算特別委員会決算審査
- 8日 決算特別委員会決算審査
- 9日 委員長報告書作成
- 10日 委員長報告書作成
- 11日 常任委員会審査結果報告・採決／決算特別委員会審査結果報告・採決／常任委員会行政視察結果報告等

○このようなきょうじょうが決まりました。

### 同意

#### ◆教育委員会委員の任命

9月30日に任期満了となる稲葉光子委員（大字下神主）の再任に同意しました。

### 諮問

#### ◆人権擁護委員の推せん

12月31日に任期満了となる鈴木武夫委員（大字上郷）を再推せんしました。

### 条例制定・改正

#### ◆コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正

明治小学校地区に建設中のコミュニティセンターの名称を「明治コミュニティセンター」とします。

#### ◆コミュニティ運動広場の設置及び管理に関する条例の一部改正

施設の種別を「ゲートボールコート」から「運動広場」に変更します。

#### ◆国民健康保険条例の一部改正

出産育児一時金の支給額が4万円引き上げられます。（H21年10月からH23年3月までの暫定措置です。）

### 工事請負契約の締結

#### ◆国庫補助浸水対策

多功地内の浸水対策として公共下水道を整備します。

契約金額

5,722万5千円

契約の方法

一般競争入札

契約の相手方

株式会社 神吉工業

### 財産の取得

#### ◆消防ポンプ自動車の取得

老朽化に伴い（1台）更新します。

取得予定価格

1,176万円

契約の方法

指名競争契約

契約の相手方

ジーエムいちほら工業株式会社

#### ◆小型動力ポンプ積載車

老朽化に伴い（2台）更新します。

取得予定価格

1,638万円

契約の方法

指名競争契約

契約の相手方

株式会社 ネイチヤー

### 補正予算

#### ◆一般会計（第2号）

1億2,211万4千円を追加。

当面する課題に適切に対応するとともに、額の確定及び確定見込みによる補正です。

◆国民健康保険事業特別会計  
(第1号)  
420万2千円を減額。  
平成20年度国民健康保険事業費の精算による補正です。

◆老人保健事業特別会計(第1号)  
1,696万4千円を追加。  
平成20年度老人保健事業費の精算による補正です。

◆介護保険事業特別会計(第1号)  
5,115万8千円を追加。  
平成20年度介護保険事業費の精算による補正です。

◆後期高齢者医療特別会計(第1号)  
210万6千円を追加。  
平成20年度後期高齢者医療事業の精算による補正です。

◆公共下水道事業特別会計(第1号)  
767万円を追加。  
緊急に対策が必要な修繕及び工事のための補正です。

認定

◆平成20年度一般会計歳入歳出決算

◆平成20年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算

◆平成20年度老人保健事業特別会計歳入歳出決算

◆平成20年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算

◆平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

◆平成20年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

◆平成20年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

◆平成20年度用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算

◆平成20年度水道事業会計決算

決算特別委員会に付託し審査をした後、本会議で認定されました。(詳細は4頁)

報告

◆平成20年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告

実質公債費比率7.9%、将来負担比率25.4%、各公営企業に赤字はなく資金不足比率は該当しません。

◆財団法人上三川町農業公社の経営状況説明書の提出

20年度の事業報告がありま

した。

◆議会の委任による専決処分  
町道の破損による事故の和解に関するものです。

陳情

◆日米FTA断固阻止に関する陳情書

採択し、「意見書」を国の関係機関に提出することを決定しました。

意見書

日米FTA断固阻止に

関する意見書

日米FTA交渉が開始された場合、対日輸出全体の約30%を農林水産物が占めているアメリカが、競争力のある農林水産物を協定の対象外とすることはあり得ず、必ず農林水産物の大幅な関税引き下げを求めてきます。このようなアメリカの要求を受け入れる、日米FTAを締結するよ

わが国の農林水産業に甚大な被害を及ぼすだけでなく、食料自給率の向上や食の安全・安心を望む国民を裏切るものであり、断じて認めることはできません。

また、現在交渉中の豪州をはじめ、中国などのアジア・太平洋諸国にこの影響が波及していくことは必至であります。

よって、日米FTAの締結促進は、我々の生活から、国産の「食」を失わせるだけでなく、国土保全をはじめとする農林水産業が果たしている多面的機能の喪失につながるものであります。そして、わが国の「食」と「農林漁業」を支える人々の暮らし、ひいては、地域経済にも壊滅的な打撃を与えることになりま

す。つきましては、日米FTA交渉が断固阻止されるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

議員派遣

所管事項に関する調査・研究と議員の政策形成能力向上のため各研修会等に派遣します。

議会運営委員会・広報調査特別委員会合同行政視察研修

・目的 議会活性化について

・場所 福島県浪江町

・場所 山形県庄内町

・期間 10月14日

・期間 15日

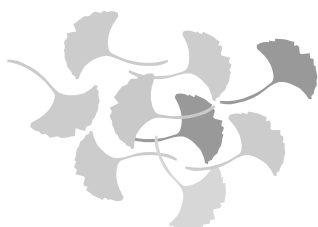
栃木県町村議会議長会主催の議員研修会

・目的 議員研修

・場所 宇都宮東コミュニティセンター

・期間 10月27日

・派遣議員 全議員



一般会計・特別会計決算

会 計		歳入決算額	歳出決算額
一 般 会 計		106億1,407万7,625円	100億472万7,094円
特 別 会 計	国民健康保険事業	27億9,469万6,032円	27億8,476万3,139円
	老人保健事業	2億1,147万692円	1億9,450万8,711円
	介護保険事業	14億926万4,501円	13億3,389万1,124円
	後期高齢者医療	1億4,653万4,803円	1億4,316万3,796円
	公共下水道事業	15億4,391万6,985円	15億2,657万7,839円
	農業集落排水事業	7億3,603万4,595円	7億2,663万4,066円
	用地先行取得事業	4億3,851万9,588円	4億3,851万9,588円
	小 計	72億8,043万7,196円	71億4,805万8,263円
合 計		178億9,451万4,821円	171億5,278万5,357円

水道事業会計決算

種 別	決算額	
収益的収支	収入	5億4,063万5,867円
	支出	4億4,338万640円
資本的収支	収入	3億4,572万4,000円
	支出	5億212万7,991円

決算の認定

平成20年度の一般会計、特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計決算は、監査委員による決算審査意見書をつけて議会初日に上程し、決算特別委員会に付託されました。

決算特別委員会は各常任委員から代表（田村委員、北

山委員、生出委員、津野田委員、稲見委員、稲葉委員）に宮崎副議長を加えた7名の委員で構成され、委員長に田村委員、副委員長に北山委員が選ばれ、9月7日・8日の2日間にわたり審査を行い、最終日に審査結果が報告され、決算が認定されました。

決算審査意見書

館野治信監査委員  
藤田啓一監査委員

審査の対象

- ・平成20年度上三川町一般会計歳入歳出決算書
- ・平成20年度上三川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書
- ・平成20年度上三川町老人保健

健事業特別会計歳入歳出決算書

- ・平成20年度上三川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書
- ・平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- ・平成20年度上三川町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書
- ・平成20年度上三川町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書
- ・平成20年度上三川町用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算書
- ・平成20年度上三川町水道事業会計決算書

審査の結果

- ・平成20年度上三川町一般会計、特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査、各基金の運用状況については法令に準拠して作成されており、計数も適正であると認められた。

審査の期間

平成21年8月17日・18日・21日・25日の4日間

審査の方法

審査にあたっては、一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査、財産に関する調査及び各基金の運用状況調査、水道事業会計決算報告書、損益計算書、剰余金計算書、貸借対照表等の関係諸帳簿類を審査し、各

また、財産に関する調査については、財産台帳と照合した結果、適正に処理されており、基金の運用状況調査も出納簿及び関係書類と符合し、基金の設置目的に従い運用されていると認められた。

の関係諸帳簿類を審査し、各

会計について関係職員に対する質疑を行い、予算が効率的に執行されているか確認を行った。

なお、審査は平成20年10月に実施した定例監査及び平成20年度の例月出納検査、指定金融機関の収支月計表を参考とした。

## 決算特別委員会 審査結果報告

一般会計の歳入決算額は10億6千万7千7百62円、前年度と比較して2億5千万1千240万3千94円、19・1%の減となりました。財源内訳では、自主財源が7億6千万3千93円、構成比率は72%となり、前年度に引き続き普通交付税の不交付団体となりました。財政指標の内容は監査委員から報告されていますが、実質公債費比率も7・9と早期健全化基準の25・0ポイントを下まわり、将来負担率も25・4と低い数字となっています。財政調整基金等の積み立て基金、その他の運用基金についても適正に運用され健全な状況と認めるものです。

また、歳出決算額は1億4千72万7千094円で、前年度と比較して2億7千305万1千4百128円、21・4%の減となり、実質収支の黒字分である5億5千415万6千531円が21年度へ繰越しとなりました。

各会計の主な質疑について報告いたします。

歳入では、委員から町税の滞納で不納欠損額になる基準、納付しない人は全部不納欠損になるのか。また、欠損額の4千100万円は他町と比較して多いかどうかの質疑に対して、各担当者から「欠損は電話連絡、文書、訪問による督促をしても納付せず、5年を経過して時効になったものを不納欠損処分している。なお、差し押さえによる時効の中断もあり、すべてが欠損となるものではない。また、他町との比較では滞納繰越比率が2%から25%まであり、本町は14%なので不納欠損は多いほうではない」との説明がありました。

次に固定資産税で1億8千万円の収入未済額があるが、不服申立てがあつたかどうか。土地の評価が下がっているのに評価額が下がらない理由についての質疑に対して、「20年度に不服申立ての請求はなかった。評価は前年度の課税標準割合によって税額が異なり、住宅は80%から100%は据え置きとなり、土地が下落しても負担水準が80%以下なら評価額の5%が増加する」との説明がありました。

滞納繰越に対して法的措置の実施状況に対しての質疑では、「財産について320件を調査し、内22件について差押えを実施した」との説明がありました。

次にコンビニ納付に関して、納付されてから町に納入されるまでの期間とコンビニの手数料について、また、今後、軽自動車税以外の納付も考えているかとの質疑に対して、「町に納付報告をするまでの期間は5日間であり、手数料は1件あたり57円。来年から町民税、固定資産税等についても実施の予定である」との説明がありました。

次に地方道路譲与税の算出方法の質疑に対して、「道路台帳に登録されている道路延長と面積により、地方道路税の42%が按分して譲与される」との説明がありました。

また、3年間の決算状況と財政力をみて、今後の財政運営をどう見るかの質疑に対しては、「町民税が不安定であり、財政調整基金等の積み立て基金を確保し、歳入と歳出のバランスを考慮しながら対応をしていく。22年度についても普通交付税の不交付団体になる見込みである」との説明がありました。

歳出では、総務費の防犯灯の設置工事と自治会からの設置要望件数と自治会活動補助金の質疑に対して、「防犯灯は44基設置し自治会からの要望箇所にも設置した。自治会活動補助は48団体の149事業で、主に地域ふれあい事業や夏祭りの事業である」との説明がありました。

次に行政管理費の120万円の不用額についての質疑に対して、「不用額の主なものは通信運搬費で月70万円から200万円と支出の幅が広く、結果的に不用となった」との説明がありました。

次に衛生費のじん芥処理費の報償費で、資源再利用推進費と委託料の資源収集の違いについて、犬猫処理費で時々道路に放置されているが処理についての質疑に対して、「報償費は紙やアルミ缶など子供会等が収集したものに付いて支出し、委託料はペットボトルの回収処理を町が業者に委託している。犬猫の処理は、住民からの情報により業者に処理を委託しており、定額の委託料で年210頭分、処理と火葬分で70万円」との説明がありました。

住民基本台帳カードの発行枚数の質疑に対して、「20年度末で322枚の発行で町の普及率は0・97%、県の普及率は1・27%である」との説明がありました。

次に農業振興費の里山整備事業の内容と今後の地域で実施の考えについての質疑に対して、「20年度からの県の補助事業で通学路等にある見通しの悪い山林整備の事業で、坂上小学校東の山林を整備した。今後は上神主・茂原官衙遺跡周辺を予定している」との説明がありました。

農地費の委託料で、水環境神主公園の除草や軽作業をシルバー人材に委託できないかとの質疑に対して、「シルバー人材にトイレの清掃や駐車場を委託しているが、今後検討したい」との説明がありました。

次に商工費のプレミアム商品券事業でどのくらい商品券が利用されたかについて、補助金の説明欄のその他の補助金の内容についての質疑に対

して、「100%利用された。商品券は23枚綴りで、ポイントカード加盟店の利用分が8枚。加盟、加盟外の両方利用分が15枚となっている。補助金の内、企業誘致奨励金は、工業団地に進出した企業に対する固定資産税と都市計画税の補助である」との説明がありました。

次に土木費で、各自治会から道路関係の要望件数について、また地籍調査の進捗状況と今後の計画についての質疑に対して、「20年度は舗装新設等で23件の要望があり約80%を処理した。地籍調査は石田地区を3カ年で予定しており、今後は土地改良実施区域と区画整理地以外の多功、大山区などを実施していく」との説明がありました。

営は子供を預ける保護者が組織し、いずれも指導員を配置して運営方法は同じである。また、保育所、学童保育に待機児童はいない。派遣の保母については、臨時職員の保母を募集したが集まらなかったため3名を委託した」との説明がありました。

次にいきいきプラザの維持管理費の推計についての質疑に対して、「年数がたてば維持管理の修繕も必要になるので長期的な修繕計画を作る必要がある」との説明がありました。

次に老人福祉費で安否・緊急通報サービスの内容について、委託料で200万円の不用額が出た理由について、老人福祉センター工事費の内容について、の質疑に対して、「緊急通報サービスは、民間業者に委託して各世帯に機器を設置しており、71名が利用している。不用額の内容は虐待保護対策のため老人施設のショートステイ3ヶ月分を予算化したのが、該当者がいないため不用となった。老人福祉センターの工事は建物を使用していないが、電気設備等の維持経費が高額であるため改修

工事を実施した」との説明がありました。

国民健康保険事業で、資格証明書の発行件数について、特定保健指導の内容についての質疑に対して、「被保険者資格証明書の発行世帯は22世帯、短期被保険者証が179世帯である。特定保健指導は審査で異常があった人に対して、健康を維持するための計画や経過を見るもので、メタボ運動教室等の実施をするものではない」との説明がありました。

次に介護保険事業で特定・一般高齢者介護予防の対象者数について、介護調査員が3名で943件の調査が可能であるか、介護認定で認定に対する不満はよせられないかとの質疑に対して、「特定高齢者は介護に近い人が対象で336人、一般高齢者は640人。介護認定のための訪問調査は国の基準にもとづくもので、聞き取り調査は一件あたり1時間半程度である。介護認定は二次判定や変更申請などがあり不満はあまりない」との説明がありました。

「大山地区89%、北東部地区59%、東部地区52%」との説明がありました。

次に教育費の心身障害児就学指導委員会の構成内容について、教育振興費補助金の支出内容についての質疑に対して、「委員会は医師、学識経験者、県職員、施設職員、学識経験者に報償を支給している」との説明がありました。

次に給食センターの工事内容についての質疑に対して、「床の修理費で床の傷に入る雑菌防止のため実施した」との説明がありました。

次に体育振興費と文化振興費の補助金が少なくないかとの質疑に対して、「体育振興は体育協会専門部のボランティア的な活動であり、役員会でも補助額に対する要望は出ていない。文化協会についても同じような活動としてお願いしている」との説明がありました。人権カレッジの講演委託料で、参加人数と28万円の委託料は高くないかとの質疑に対して、「総数で356人が参加し、楽器を使用し、スタッフも含むので一般的な経費である」との説明があり

ました。

以上が主な質疑の内容であり、一般会計、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計については賛成多数、老人保健事業特別会計、公共下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、用地先行取得事業特別会計、水道事業会計については全員賛成により決算を認定しました。



決算特別委員会

## 6名の議員が質問

9月定例会の一般質問には6名の議員が登壇しました。紙面の内容は、質問・答弁とも質問者自ら要約、執筆したものを掲載しています。

### ●勝山 修輔 議員

- 1 いきいきプラザ
- 2 町営住宅
- 3 石橋駅東口開発
- 4 行政改革

### ●稲葉 弘 議員

- 1 行政改革
- 2 国保医療費の削減
- 3 生活困窮者対策
- 4 来年度予算編成方針
- 5 県の改革プラン

### ●津野田 重一 議員

まちづくりについて

### ●杉山 壽昭 議員

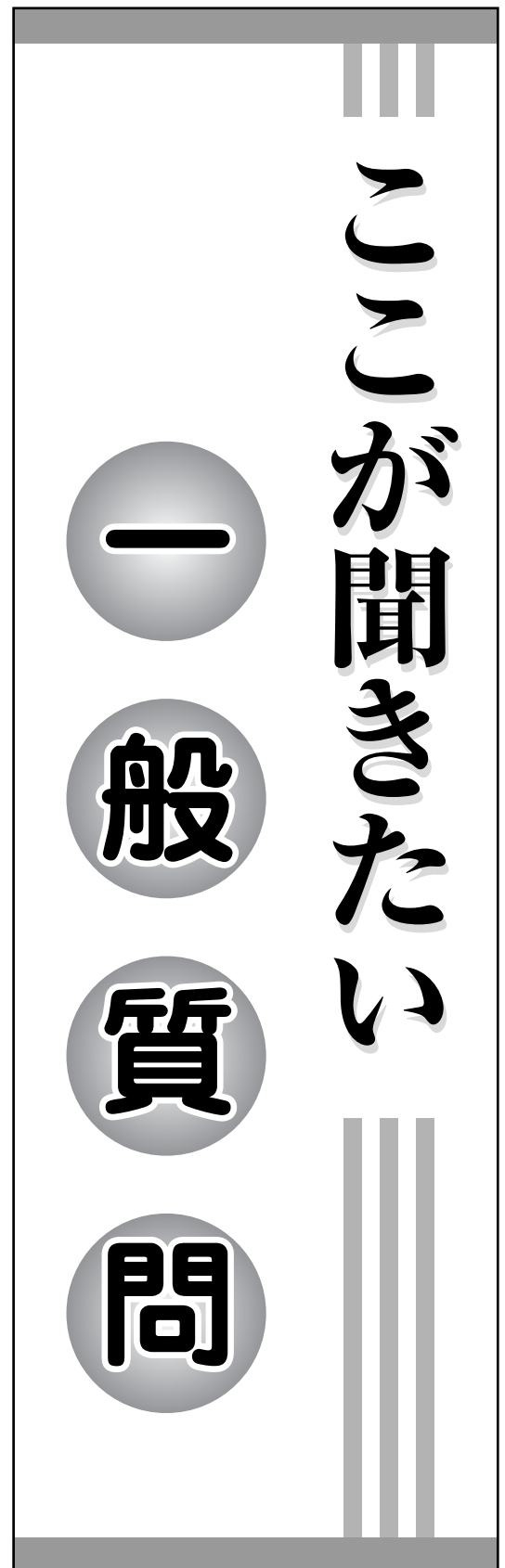
- 1 防犯灯の管理
- 2 富士山地区の道路
- 3 三村地内の盛土の今後
- 4 坂上地区の将来

### ●隅内 正美 議員

- 1 障害者自立支援法
- 2 老人福祉センター跡地利用計画
- 3 聴覚障がい者について
- 4 視覚障がい者について
- 5 知的障がい者について
- 6 障害者福祉作業所

### ●田村 稔 議員

- 1 町の財政負担
- 2 国際貢献
- 3 少子化対策
- 4 乳幼児保育所の環境整備
- 5 教育
- 6 文化行政
- 7 環境
- 8 巡回バス
- 9 老・壮年世代
- 10 農政
- 11 農業者



## 勝山 修輔 議員



### 行政改革

**問** 行政改革ということをしてこの町はかれこれ15、16年言い続けてきましたが、その行政改革ができたと思えますか。お答え願います。

**答 副町長** 町職員の人件費、あるいは職員の削減は集中改革プランの中に盛り込み、推進しているところですが、人件費は、毎年行なわれる国、県の給与是正の勧告、いわゆる「人事院勧告等」をもとに、各種手当の削減見直しや給与制度の見直しを行い、実績を上げて来たところでは。

**問** 今、副町長が言った平成20年度集中改革プランの行政改革実施状況及び平成21年度行政改革取組予定報告書があります。「民間委託の導入」とか、「時代のニーズに即応

した組織機構の見直し」、「給与水準の適正化」、「財政の健全化」と色々あります。これらに何%できたかという表現がついています。80%、70%、100%と、もの見事に点数がついています。この点数はどなたが付けたのでしょうか。先日、行政改革懇談会の中に立派な方達がいらつしやるので聞きました。「点数とか、100%できたとか私達の一つも発言していません」と言うことです。では、この懇談会のメンバーが、できたとかできないとか判断していないという事ならば、いったい誰が判断して点数を付けたのですか。

**答 副町長** 20年度の行政改革実施状況の達成率の評価は、事業の実施担当者による自己評価です。行政改革懇談会を設置していますが、同委員会の委員さんに達成率の評価をしてもらったということではありませんので、そういう事を職員が言ったという議員のお話ではありません。職員の様な事はありません。職員の自己評価ということでは。

**問** 議員全員協議会で「達成率はどなたが決めたのです

か」と聞いたら「行政改革懇談会に諮りました」と言うことなので私はお聞きしたので。いまさら、言っていないというなら、自分でやったことを自分で評価して、この様な冊子まで作って何の意味がありますか。私達はやっていくという、パフォーマンスです。こんなものは必要ないですよ。

**答 副町長** 職員による自己評価はおかしいという指摘だと思えますが、確かに職員が自己評価するのは手前みそになったり、点数評価の仕方が甘くなったり、主観的になったりという恐れ、懸念もあります。そうした事から第三者による評価を導入するという事でもかなり意義があることだと考えています。議会の代表の方たちにもお入り頂いています行政改革懇談会を設置していますので、委員さんのご意見を賜りながら、第三者による評価の導入も含めて考えたいと思います。

**問** 副町長、あなたは事務方の最高責任者です。この懇談会に出た人たちに能力がないというような発言をして、これは何のためにあったのかと

いう事になりませんか。手前みその話しを聞いて行革や意識改革なんてできないのです。では、この懇談会に出席した人達は、何のために出てきたのですか。専門職じゃなければできないのなら、この人達を呼ばない方がいいのではないですか。この懇談会の方たちが評価して付けたと世間では思っています。あなたの言うように「手前みその判断です」ということを訂正して下さい。

**答 副町長** 先ほどの「職員の手前みそ」という発言をしました。訂正したいと思えます。また、行政改革懇談会の委員の方につきましては、いずれの方も立派な方でございますので、今後とも懇談会で出されました意見・提言等につきましては、その内容を十分に尊重し、吟味しまして行政運営に反映させたいと思えます。

**問** この町には勤勉手当という物があります。勤勉というのは、民間であれば当り前です。勤勉でなければ給料が貰えないのです。ましてや地方公務員ならば公僕です。民間では当り前の話が上三川役場

では世間と違うという事なのか。私は職員が悪いとか給料をたくさん取っているという事を言っているのではないのです。給料は高くても結構なのです。町の為に働いているという事なら致し方ないので。私が言うのは最初から予算化して、それらを余らなく使い切ることが一番悪いところだと思えます。この前、横浜の中田市長が辞任しましたが、中田市長は「毎年の予算を使い切るよりも、残すことを評価する」と言ったのです。そうする事で職員の意識改革を行ない、市の借財を無くし、財政を立て直したのです。わが町、上三川の行政改革は、現在までできないのですから言わないことです。言わなければ、私も議会で質問しなくて済むのです。何年も言い続けてもできない行政だと町民は思えばいいのです。





### 行政改革

**問** 子育て支援を考えた場合、大山保育所の民営化はなじまないのではないか。

**答 副町長** 大山保育所は、上三川保育所が計画どおり平成24年度に民営化されると、唯一の公立の保育所として、現在の正規保育士が全員在職する予定となっております。これらの保育士の処遇の問題もあり、当分の間は公立のまま運営することになります。



稲葉 弘 議員

### 医療費の削減

**問** 新薬と同一の効能で、価格の安い後発医薬品（ジェネリック医薬品）に切り替えた場合、給付費はいくら削減できるか。町の取り組みは。

**答 保険課長** 現在国保に対する調剤報酬の請求件数は、年間約3万9千件。この請求書をもとに後発医薬品と新薬の差額を算出することは、困難であり、削減額を示すことはできません。町としての取り組みは、町広報及び町のホームページに掲載し、情報提供するとともに、後発医薬品の普及に努めたい。

#### ジェネリック医薬品とは

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、最初に作られた薬(先発医薬品:新薬)の特許終了後に、厚生労働省の認可のもとで製造・販売された薬です。

- 新薬と有効成分が同じなので、同等の効果が得られます。
- 開発コストが少ない分、新薬より約3〜7割も安価です。
- ずっと使われてきた薬なので、安心です。

**留意していただきたいこと**

- すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。
- 薬代が下がっても、自己負担額が新薬の使用時と変わらない場合もあります。
- ジェネリック医薬品を取り扱っていないかたたり、取り寄せになることもあります。
- 医師が使用を認めない場合は、切り替えることができません。

#### ジェネリック希望カードの使い方

切り取って、保険証や処方せんなどと一緒に提出しましょう。

- 1 薬局で処方薬をもらう場合(院外薬局)**  
処方せんにあるジェネリック医薬品への「変更不可」の欄に、医師のサインがなければ、切り替えることができます。
- 2 病院内でお薬をもらう場合(院内薬局)**  
診察券などと一緒に希望カードを出すか、お医者さんに相談してみましょう。

### ジェネリック医薬品希望カード

私はジェネリック医薬品を希望します。

氏名 \_\_\_\_\_

**問** 厚生労働省から、7月1

### 生活困窮者対策

**答 生活困窮者対策** 「生活困窮者」と「悪質滞納」が主な原因であると指摘し、医療機関の未収金の発生は、このうち生活困窮者が、原因である未収金に関しては、国保、生活保護との連携によるきめ細やかな対応により、一定程度の未然防止が可能であるという事です。町としては、今後、示される医療機関、保険者、行政機関の連携方策に関する運用基準に基づき取り組んでいきます。モデル事業では、少なくとも21年度においては、1市町村を選定することになっており、本町で

日に各都道府県にあってた生活困窮の国民健康保険の被保険者に対する通知が出されたが、町の対応は。また、厚生労働省が、一部負担金減免の新しい基準を示したが、モデル事業の実施の考えは。

**問** 来年度予算規模はどれくらいか。主な事業と長期計画から見ての変更はあるか。

**答 企画課長** 国・県予算編成方針等の動向をしっかりと見極めながら11月末ごろには平成22年度予算編成方針を決定する予定です。来年度の主な事業は、平成20年度に策定した上三川町総合計画実施計画書に定められ、本年度をもって事業が終了する中心拠点施設整備事業と農業集落排水事業を除く、6事業です。

**問** 来年度予算規模はどれくらいか。主な事業と長期計画から見ての変更はあるか。

**答 企画課長** 国・県予算編成方針等の動向をしっかりと見極めながら11月末ごろには平成22年度予算編成方針を決定する予定です。来年度の主な事業は、平成20年度に策定した上三川町総合計画実施計画書に定められ、本年度をもって事業が終了する中心拠点施設整備事業と農業集落排水事業を除く、6事業です。

は、自治体病院や未収金額の多い医療機関等に該当しないことから、今年度もモデル事業を実施する考えはありません。

**問** 年収200万円の四分の一が国保税だという状況です。低所得者の減免基準を設ける考えは。

**答 税務課長** 22年度から所得の階層に応じた減免規定を設けるよう現在準備しているところです。

### 県の改革プラン

**問** 県の改革プラン、「とちぎ未来開拓プログラム」の決定について、町事業への影響額は。実施された場合の町の対応は。

**答 企画課長** 22年度では、13事業で1,400万円の影響がでます。

**問** 事業の中には、子ども医療費の所得制限を導入する問題、幼稚園の経常経費に対する助成。子ども医療費の市町村に対する国庫負担金の減額助成。下水道事業への21年度までの債務負担行為を除き廃止。学校スポーツ支援派遣費の休止。学校給食の関係では、県の農産物の供給拡大助成の廃止。枝肉価格安定事業、肉用子牛価格安定資金創設事業の見直しもあるが、もし、実施された場合事業継続の考えは。

**答 企画課長** 今後、政策懇談会や他市町の動向等を見ながら対応の検討をしていきます。

津野田重一 議員



### 上三川町まちづくりアンケート調査

**問** 上三川町第6次総合計画前期基本計画の行政内評価はどのようになっているか。また、この計画のための住民アンケート調査票の回収率、世代間や性別など設問への関心度などをどのように分析・検討しているか。

**答** 企画課長 前期基本計画の施策の今年度末における進捗状況を確認するため、所管課で評価した現行計画達成状況調査の226の施策ごとに達成状況と課題、今後の取り組みについて9月中旬に各課ヒアリングを行い、点検していきます。住民アンケートの回収率は、42.7%でした。回答者の年齢は、60歳以上が

24.7%で最も多く、20歳代は12.7%と最も少なくなっています。町への愛着度や定住志向もおおむね年代が上がるごとに高くなっています。年齢の高い人のほうがまちづくりへの関心度が高いと思われず。今回のアンケート調査結果は、世代ごと、中学校区ごとの細かな分析も行いたいと考えています。今後の計画策定の基礎とするとともに、施策項目ごとに設定する成果指標設定に活用する考えです。

**問** 総合計画は、町の最上位計画です。その後期計画の策定にあたり町民の意見集約を図るため、アンケート調査を行うわけであり、その回収率が50%を満たさないで民意が反映されるとお考えか。また、回収率アップのための手立ては講じたのか。

**答** 企画課長 町民の意向の把握には、回収数に問題はなかったと考えています。また、今回のアンケート調査では、回収率アップの

ために提出期限内の回答者の方には礼状として、未回答の方には提出いただけるようなはがきを郵送いたしました。郵送後に多くの方から回答の返送がありましたので、成果があったものととらえています。今後、謝礼としてプラザの利用券とか商品券などの配布は、検討いたします。

**問** アンケート票の中の町の現状と今後の取り組みは、町民が客観評価するものだと思います。大変重要な項目であり、20歳から高齢者を対象にしているわけで、世代間の隔たりがあり、設問の理解に苦しみ、正確なアンケートの分析ができないのではないかと。

**ご協力をお願い**

町民の皆様には、日頃から町政に対し格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、町では、「より安心・安全で活力のあるまち 上三川」を実現するための指針となる上三川町第6次総合計画後期基本計画（平成23～27年度）を平成21・22年度に策定いたします。

本調査は、この計画の策定に当たり、町民の皆様のご意見をお聞かせ願いたく実施するもので、20歳以上の町内居住者のなかから、2,000人を無作為に抽出したところ、あなたにお答え願うことになりました。

お忙しいところ恐縮ですが、今後のまちづくりを、皆様とともに考えていきたいと思っておりますので、調査の目的、趣旨をご理解のうえ、率直なご意見をお聞かせください。

なお、このアンケートはすべてコンピュータにより統計的に処理いたしますので、お答えいただいたこと、ご迷惑をおかけすることはありません。

平成21年7月 上三川町長 猪瀬成男

### ご協力ありがとうございました

**答** 企画課長 項目によりましては、判断がむずかしいものがあつたかと思いましたが、基本計画に掲げました項目には、満足度と重要度を町民の皆様に向い、後期基本計画の策定の基礎資料とするとともに、事業の成果指標の設定に活用するため、できるだけ多くの人に回答していただく必要があります。わからないものを無理に回答をお願いする形になりましたが、強いてどのような感覚を抱いているか、そのような趣旨で回答をお願いしました。熱心にアンケートに取り組んでいただいた皆様に感謝いたします。

**問** 回答者の行動をたずねた3項目がありました。個人の行動を把握する意図は何なのか。また、この項目をどのように活用していくのか。

**答** 企画課長 健康増進のための取り組みをしている人や、コミュ

ニティ活動へ参加する人などを、後期基本計画の中で5年後にはどれだけ増やすのかという指標設定に活用します。また、5年間の諸施策の推進により、そのような行動をする人がどれだけ増えたか検証します。

**問** まちづくりアンケートをもとに上三川町第6次総合計画後期基本計画を策定し、それをもとに実施計画を示し、予算化して事業を遂行していくわけであり、町民の大切な血税を何に使うかを決める大切な計画書です。町民の意見を的確にとらえ、民意が反映される計画書を策定し、より安心・安全で活力のあるまちづくりを目指していただきたい。



### 防犯灯の管理

**問** 自治会の管理と町の管理とあるが、なぜ分けてあるのか。  
それらを一元管理できないか。

**答** 総務課長 集落内の防犯灯は、自治会。集落と集落の間の防犯灯は、町で管理しています。地域の住民の方が目が届き、修理も地元業者のほうが、対応が早いと思います。事情でできないときは、担当課に相談していただきたい。

**問** 一年に1個や2個の修理は、頼みづらい。いっその事全部自治会管理にした方が数が集まって頼みやすいのではないか。一灯に3,500円



杉山 壽昭 議員

出すより実費のほうが安いのではないか。行革を推進している今、器具も※LEDのライトに交換したらどうか。

**答** 総務課長 今後の研究課題としたい。

### 富士山地区の道路

**問** 体育センターからケイヨ1D2の交差点までの道路とJA経済センター北側の拡幅の件はどのように進捗しているか。



拡幅が望まれる道路

**答** 都市建設課長 谷地賀街道の拡幅は、関係者の協力での用地売買契約が成立しました。もう一方も引き続き粘り強く頑張りたい。

### 三村地区の盛土

**問** 今後、あの残土の行方はどうなるのか。地域住民のため行政として何をやるべきと考えるか。

**答** 住民生活課長 公判の中で最後まで責任を持つて撤去すると証言しています。県と連携し、粘り強く指導していきたい。台風等の集中豪雨時には、自然災害に備えて警戒を続けていきます。

**問** 地下水の汚染の心配はないのか。飲み水とか農業用水使用している。周辺の井戸水の水質検査をしてはどうか。

**答** 住民生活課長 土砂搬入時の検査証明書及び20年4月本人から提出の水質検査報告書では安全基準をクリアしています。その後も隣接者の井戸水を検査しました。そのいづれも基準値以内の適用とい

うことでした。あくまでも原因者負担ということですので、町は、本人に指導していきます。

### 坂上地区の将来像

**問** 坂上地域は、上三川町の中でどのような役割を想定しているか。

**答** 副町長 農業系土地利用ゾーンですので、農業の振興を図る地域として位置づけています。

**問** その地域で農業をして他の地域でやるより利点があったら単なる地域格差をつけただけではないのか。

**答** 副町長 坂上地区の条例指定区域は、15・6ヘクタールの面積がございます。分家住宅だけでなく一般住宅、店舗兼住宅等の建築も可能になっています。また、農業の振興策は所管課と検討していきます。

**問** 調整区域(農振地域)と、市街化区域の水田の減反の扱い方に違いはあるのか。

**答** 産業振興課長 現在は同じですが、今後、水田農業推進協議会で検討していきたい。

**問** 学校周辺の山林での住宅地開発は困難なのか。

**答** 都市建設課長 県の指導要綱で開発を抑制する地域ですので困難ではないかと思えます。

**問** 町職員は国・県の下請けではないはず、地域の要望を県につなぐのが仕事と思えるが。

**答** 町長 切実なる質問はよくわかります。わが国では米は余っていますが、麦でも大豆でも10%です。農水省も40%以上にと指導しています。町としてもできることは、前向きに取り組みます。

※LEDのライト・・・(発光ダイオード)長寿命で消費電力が小さく、環境に優しいと言われている。

隅内 正美 議員



老人福祉センター  
跡地利用計画

問 平成20年6月の上三川いきいきプラザオープンと共に、町民に親しまれてきた老人福祉センターが役割を果たし、幕を閉じました。その後の跡地利用計画の検討状況を伺います。

障害者自立支援法

問 障がい者の地域生活と就労を進め、自立を支援するために福祉サービスを一元化し働ける社会にするために規制緩和を実施してきましたが、障がい者に対して支援が図られたか伺います。

答 町長 障がい者の地域における自立した生活を支援することを目的に、平成18年10月施行されました。本町では、低所得者の負担軽減を図るため、自立支援医療、補装具・日常生活用具給付事業などについて町独自の助成し、定着を図っているところです。

老人福祉センター  
跡地利用計画

問 平成20年6月の上三川いきいきプラザオープンと共に、町民に親しまれてきた老人福祉センターが役割を果たし、幕を閉じました。その後の跡地利用計画の検討状況を伺います。

答 町長 障がい者を日中お預かりする日中一時支援事業、入浴や食事の介護を提供する生活介護事業、あるいは、障がい者の相談や情報を提供する相談支援事業を行う方向であり、また、福祉作業所を拡大する方向で検討しています。

聴覚障がい者について

問 コミュニケーション支援事業の利用者負担を、無料化できないか伺います。

答 健康福祉課長 無料化の方向で前向きに検討します。

問 時間外手話通訳の考えについて伺います。

答 健康福祉課長 事故や病気、災害等の緊急時には、県警本部や石橋地区消防組合が24時間対応することになっていきます。時間外手話通訳も可能な限り対応しています。

問 手話通訳、電話通訳、テレビ電話等の通訳を認める考えがあるか伺います。

答 健康福祉課長 本町では、社会福祉協議会に手話通訳者を配置し、コミュニケーション支援事業や相談の窓口として対応しています。また、電話通訳も、申請に応じています。

問 手話講習会の改善の考え

を伺います。

答 健康福祉課長 講習会終了者は、町の手話サークルに加入し、ボランティア活動等で活躍をいただいています。

問 情報保障について、公の施設に電光掲示板や文字放送の設置の考えを伺います。

答 健康福祉課長 いきいきプラザには、非常文字表示装置が設置してあり、通常は時間を表示し火災等の発生時には、文字が表示されるとともに画面がひかり緊急であることを知らせます。その他の施設については、今後、協議検討していきます。



手話による通訳が行われた傍聴席

視覚障がい者について

問 朗読「声のボランティア」や「点字ボランティア」団体の育成強化について伺いたい。

答 健康福祉課長 視覚障がい者への福祉を充実させていくため、社会福祉協議会と連携を図り、活性化するよう必要な措置を講じます。

福祉作業所

問 障害者福祉作業所「ふれあい館」は、地域の福祉の拠点としての役割を果たしています。その作業所の仕事を伺います。

答 健康福祉課長 作業受託の継続と「官公需コーデイネーター」が県授産事業振興センター内に設置されましたので、活用を図るとともに、庁内にも働きかけます。

※ その他の質問

知的障がい者について

乳幼児保育所の環境整備

問 現行基準より約2割広くすべきとする厚労省委託専門家の提言に対する本町の考えと子どもの心身の発達に重要である食事の場、昼寝の場を分けてあるか。

答 健康福祉課長 乳児室、保育室等でそれは保育をしているということであり、その形態によって別の部屋という状況にはありません。

少子化対策

問 出生率3年連続増に対する本町の現況と取り組み。町民の若い女性に産み・育てる子どもの支援策はナンバードです。何か新しい施策はないのか。

答 町長 働く人たちが子育てしながらできる職場。こういうものを行政として何かできるものはないか。就労の場所、そしてきちんとした幼児教育、保育ができる社会構造。特に議員の皆さんとはそういうことを検討して何らかの施策は出したい。

文化行政

問 民俗文化財の継承と保護に対する本町の取り組み。映像で五段ばやしや太々神楽等の練習、指導等保存する考えは。

答 教育長 民俗文化財に2万円を毎年交付しています。太々神楽や五段ばやしなど会員の高齢化が進み、後継者の育成が急務であることから文

教育

問 デジタル教科書に対する本町の考えと取り組みは。

答 教育長 情報教育の充実を含め、デジタル教科書の導入や有効活用を研究します。

巡回バス

問 芳賀町の乗合タクシーは、1日平均約96人。利用目的の多くは、高齢者の医療機関利用です。年内に高齢者等医療関係施設の利用状況を調査し、見直しをする考えは。

答 企画課長 9月の1ヵ月間、乗降客の調査を行い、地域の要望等を参考に、経費の増額を行うことなく見直しし、より利便性の高い巡回バスを実現したい。

老・壮世代

問 高齢医学専門の教授は、若さは素晴らしい。顔のしわは年齢の証。記憶力は衰えても季節や身の感性は豊かに

なり、70歳の語いは、20代の2倍以上と言います。老化をむやみに嫌ったり、落胆せず、背を向けないウイズエイジングの生活が、高齢社会の厳しい現実の中で広まってほしい言葉と思います。アンチエイジングでなくウイズエイジング生活を啓発する考えは。

答 保険課長 社会奉仕活動や高齢者自身が介護予防を考える研修、生きがいや健康づくり推進のための活動を展開できるよう、老人クラブの活性化を行います。また、年齢とともに前向きに生きる生活の啓発を図ります。

農政

問 本年度4月中に放棄農地、遊休農地等の調査を終了し、関係機関と協議するということでしたが、放棄農地、遊休農地に対する次年度本町独自の具体的な助成等の施策は。

答 町長 4・6ヘクタールの放棄農地がありました。国・県の支援制度に合わせて町負担が伴う支援を行い、補助になじまない部分の解消を

見極めつつ町独自の施策を検討します。

農業者

問 09年1年間の新規就農者は、224人で調査開始以来最多でした。Uターン就農がほとんどで一から始める新規はわずかでした。県内農家数05年には、7万1,471戸で、85年から3割減少、急速な高齢化が進む中、新たな担い手確保は大きな課題である。本町の新規就農者の現況と今後、エコファーマーに対する本町の考えは。

答 町長 本町の新規就農者数は、平成19年度7人、39歳以下が3人。平成20年度は5人、39歳以下1人。平成21年度7人、39歳以下が5人です。情報の共有に努め、関係機関が連携して巡回指導や相談会の開催等、定着に向けた活動を実施します。本町のエコファーマー認定者は329人。環境負荷を低減した農業生産を促進するため、関係機関と連携し、エコファーマーの普及啓発を行います。



田村 稔 議員



上郷太々神楽

# 各常任委員会視察報告

## 総務文教常任委員会

委員長 田村 稔

総務文教常任委員会は、「上神主・茂原官衙遺跡」が文化財として国の指定を受けたことから、もう一度町内の文化財に目を向け、今後の整備や維持管理等について情報を収集すべく7月2日、3日の2日間、多くの指定文化財を有し、積極的に保護活動をすすめている新潟県阿賀町と村上市で視察研修を行いました。

阿賀町では、「文化財の保護と郷土資料館の運営について」議会議長と町担当者から説明を受けました。阿賀町は会津と越後の狭間に位置し、個性ある独特の歴史と文化を培い、豊かではあるが厳しい大自然の風土はこの地区独自の風俗や人の心を育んできました。現在、町には国指定7件・県指定10件・町指定55件の文化財や縄文時代の集落跡等があり、貴重な文化財が多く存在するものの、その周辺整備や遺跡などの展示施設がなく、町内外への普及活動が不足していることから、旧県

支所を郷土資料の保管や展示場所の確保、文化財保護活動の拠点となる郷土資料館としての整備をすすめています。

この郷土資料館には、国の「安心・安全なまちづくり交付金」を40%使い、平成23年4月のオープンを目指しています。

また、阿賀町では様々な文化財の維持管理を地元の人々に委託し、ランニングコストを抑制しています。

次に村上市では、「文化財の保護と武家屋敷等の維持管理について」議会議長、文化行政課長、各担当者の説明を受け質疑を行いました。平成2年に、国の補助を受け「伝

統的建造物群保存対策調査」を実施し、旧武家町の主要な整備拠点として、「お城山スポット」、「武家屋敷スポット」、「三の丸スポット」の3つの景観整備が提案されました。

お城山スポットの「村上城跡」は平成5年6月8日に国の史跡指定を受け、現在、国の補助により発掘調査や石垣整備などが行われ、平成11年から30年までの整備計画では総額19億円かかり、毎年国の補助を2千万円ずつ受けています。

「武家屋敷スポット」は、4棟の武家屋敷の復元工事を順次行い、平成10年に、ま

づる公園として完成し、市指定文化財の武家屋敷はすべて、見学できるようになりました。武家、商家等の整備保存に国交省、農水省、文化庁から歴史あるまちづくり補助金を運用しています。

「三の丸スポット」は、新潟県三大祭りの1つ「村上大祭」の時に引き回される屋台（山車）を常時4台展示している市郷土資料館及び隣接している中級武士の武家屋敷で重要文化財の「若林家住宅」があり、村上市の代表的な観光スポットの1つとなっています。さらに、このスポット

には、明治時代の銀行建築を移築した三の丸記念館があり、この三の丸記念館は、現在、小催事や展覧会等に利用されています。

また、無形芸能文化財の越後村上七夕まつりの用具整備は、ふるさと文化再興事業補助金約130万円を直接受けています。

本町の有形・無形文化財の保護と継承等を議会、行政、地域の皆さんと議論し、具体的な計画で進めてまいりたいと思います。



阿賀町文化財の説明を受ける委員

経済建設常任委員会

委員長 稲見 敏夫

地球環境問題、特にCO<sub>2</sub>排出量増加に伴う地球温暖化が、大きな社会問題になっている。温暖化が起因すると思われる異常気象により日本各地で豪雨災害が発生し、尊い人命も犠牲になっています。

こうした中、地球温暖化を解決すべく太陽光発電が注目を浴びています。

経済建設常任委員会は、太陽光発電について理解を深めるために岐阜県安八町の三洋電機の「ソーラーアーク」を視察しました。「ソーラーアーク」はクリーンエネルギーの可能性を追求する太陽光発電のシンボルとして造られ、ノアの箱船をモチーフにした幅315m、高さ37.1mの巨大な建物です。建物の前面には5,046個の太陽電池パネルが張りつめられており「ソーラーアーク」は最大で650kwの発電能力があり、一般家庭200戸分の消費電力に相当する能力を持っています。「ソーラーアーク」内には「ソーラーラボ」と呼



みなべ町梅振興館で説明を受ける委員

ばれる太陽電池科学館が併設され、太陽に関するいろいろな情報と併せて太陽電池の説明や、太陽電池を使った実験が出来る施設となっています。太陽光は未来の大切なエネルギー資源であり、地球との共生を実現するために、太陽光発電は今後益々その需要が拡大していくものと認識をいたしました。

次に、特産品「南高梅」の

販売促進に町が中心となっており、全国的に有名になった和歌山県みなべ町を訪問し研修いたしました。

みなべ町は南紀白浜から30キロのところであり、目前は太平洋に面し、後ろは急勾配の山に囲まれた人口14,800人の町です。平成16年に南部町と南部川村が合併し誕生し、町民の多くが梅に関する職業に就いています。また、

紀州備長炭の生産地としても全国的に知られています。特産品の梅の栽培面積は2,000ha、生産量3万tで青梅出荷2割、残り8割は農家で一次加工を施し加工業者に出荷、加工業者が二次加工をおこない消費者に販売されています。町全体で生産から、加工、販売、輸送まで一連の作業をする、今話題の第6次産業を実践しています。

みなべ町では、「ウメ課」を設置、職員7名体制で多くの事業を展開しています。事業内容は、

- ①産地の営農指導及び町立うめ21研究センターでの試験研究
  - ②店頭での営業を兼ねてウメの講習会
  - ③マスクミ対応
  - ④町長のラジオキャンペーン
  - ⑤生産者、JA、業者、行政4者の体制づくり
- 等であり梅振興館の管理運営も行っている。

また、みなべ町では町内中学校の修学旅行実施の折、生徒が観光地で紀州みなべの南高梅や町をPRして多くの反響を呼ぶなど地域をあげて梅の振興を図っています。

また、「紀州みなべ梅酒特区」に認定され「みなべの梅」を原料にした梅酒の製造販売が可能となり、新たな取り組みも始まっておりです。以上、様々な取り組みによって「紀州みなべの南高梅」のブランドが確立されたが担当者の話では、

- ①南高梅の品種を発見したと
  - ②従来より漬け物工場があり新しい加工技術が開発されたこと
  - ③通信販売による産地直送
  - ④量販店とのタイアップ
  - ⑤消費者の健康志向
- 等が伸びた要因であるという事だった。
- 上三川町でも干瓢をはじめ、多くの野菜の振興を図っているが、販売に対する取り組みを強化し、ブランドの確立に行政、地域をあげてなお一層努力すべきであると考え



## 厚生常任委員会

委員長 津野田重一

厚生常任委員会は、保健センターの運営について、静岡県森町を、障害者計画について、愛知県東浦町を視察しました。

森町保健福祉センターは、地域福祉の拠点と世代間の交流の場を目標に、保健センター、福祉センター、児童センターの3つの機能を持った複合施設で平成12年9月にオープンしました。大きな特色としては、「望月プラザ」と名づけられた浴室、休憩室があり、森町出身の望月さんの志を受け、その建設費12億円のうち半分は望月さん個人からの寄付金をもとに建設されました。

管理運営は、児童センター、デイサービスセンター、ヘルパーステーションは社会福祉協議会があたり、保健、福祉センター及び望月プラザは、町職員3名、アルバイト1名の4名で直営です。閉館時間は、職員体制の関係で午後7時30分と早めになっています。利用料金は200円、年間33,000人の利用者が



森町保健福祉センターを視察する委員

あり、センター全体の運営費は年間2,800万円、内800万円は使用料で賄っています。運営については今後も直営で行うとのことでした。今後の課題としては、トレーニングコーナーの健康器具の更新など町民が求めているサービスの提供が財政上厳しいことや健診などの事業が重なる場合の駐車場の確保をあげていました。少ない職員ながら創意工夫し、運営努力を続けていました。

次に、愛知県東浦町では、社会福祉法人の経営する障害者通所施設「障害者活動セン

ター愛光園」を視察しました。

町では平成11年に障害者計画を策定し、今年3月には障害者福祉計画「東浦町障害者いきいきライフプラン」を策定しています。町では精神障害者と福祉手帳の交付状況が4年間に約2倍増加しているとのことでした。

また、「誰もが互いにわかりあい 共に支えあい 安心して暮らせるまち」を計画の基本目標に掲げ、広報紙で「障がい者」に対する偏見を

なくすため住民への啓発を行う他、町職員や教員の意識改革、資質の向上のため福祉施

設の見学や体験研修を検討しています。

地域活動支援としては、障害者団体をボランティア団体として登録し、障がい者自身のボランティア活動を促進しています。また、就職を希望する障がい者の就労移行支援や就労継続支援、障がい者の作業工賃向上のため販売製品のPRをおこない、障がい者が生きがいを持って就労できる環境づくりを推進しています。

施設内はいたるところに障がい者に対する安全が配慮され、明るく開放的な建物となつています。視察時は朝のミーティングの時間でしたが、集まってきた30人の重度の障がい者に20人のスタッフがてきぱきと対応していました。同じ敷地内にある知的障がい者授産施設の「ひかりのさとファーム」では、障がい者の自己実現の場の提供と自立をめざした就労支援。また、より多くの給与支給を目指し活動をしています。仕事の内容はパン工房部、レストラン部、養鶏部、コーヒー部があり、それぞれ安全、安心にこだわった食材をもとに製品を作

り、販売しています。

施設では、グループホームで暮らす人たちが障害基礎年金と作業工賃を合わせた金額が月額10万円以上になることを目指して活動をしています。

入所者が明るく活気に満ち、自信を持って作業する姿が印象的でした。

本町でも障がい者が健康で、安全・安心な暮らしができるように、官民相互の協力と地域力を高めていくことが必要であるということ再認識した研修でした。

## 議会を傍聴してみませんか

皆さんの身近な問題が審議されます。

ぜひお越しください。

12月定例会は12月1日(火)～7日(月)までの予定です。

問い合わせ先 議会事務局 ☎ 56-9162